

那珂川市国民健康保険(以下「市国保」)の資格喪失後受診に関する返還について

- 市国保以外の健康保険(全国健康保険協会、各種国保組合、他市町村の国保等)に加入すると、その保険の資格取得日から市国保の保険証は使用できません。

例: R3.5.1から新しい健康保険に加入



- 市国保資格喪失後に、市国保の保険証を使用すると、医療費の一部を那珂川市に返還していただく必要があります。

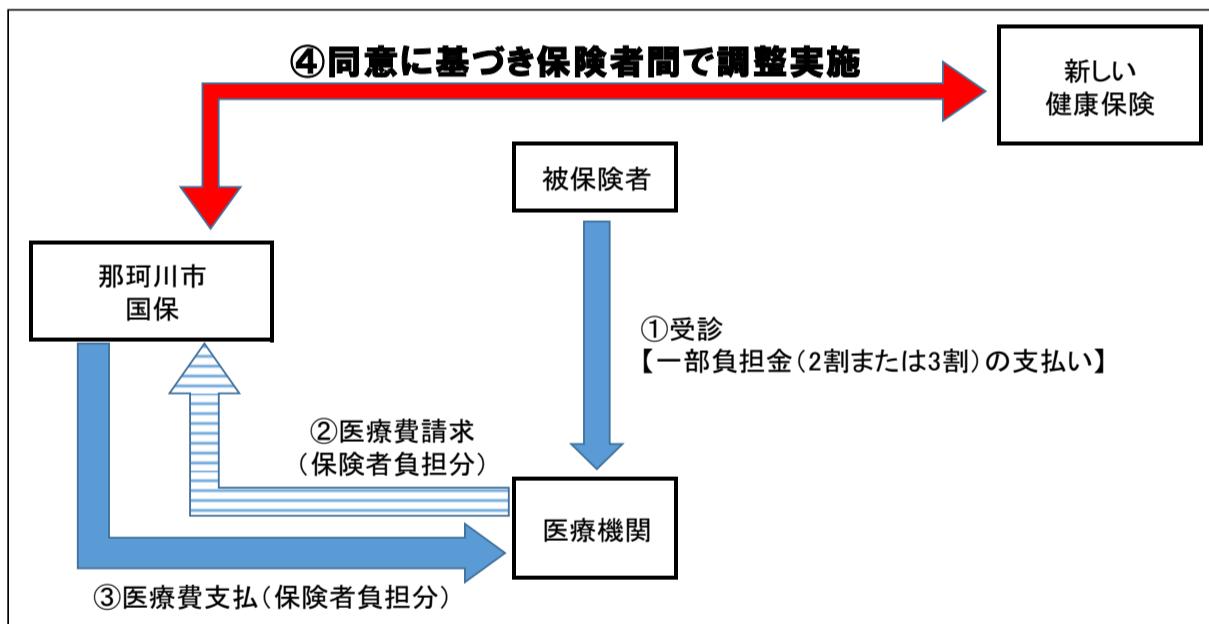
例: R3.5.1から新しい健康保険に加入したが、R3.5.10に市国保の保険証を使用した場合



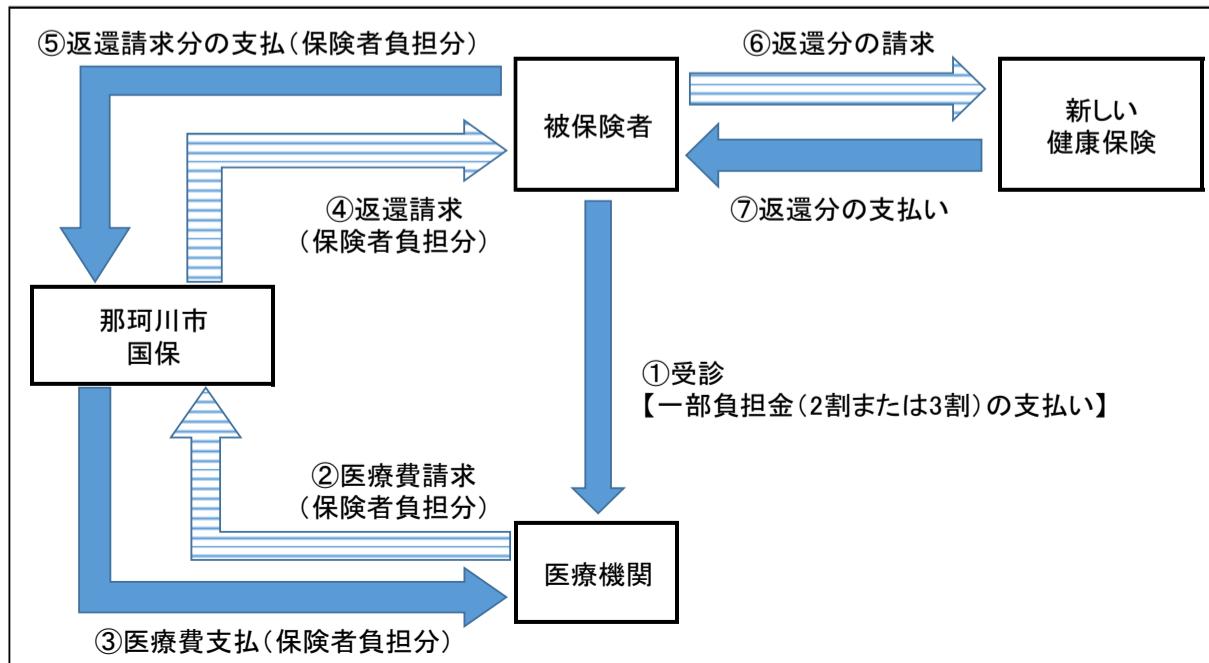
- 返還に際し、別紙に同意いただける場合は、基本的に本人(被保険者)様への請求は行わず、市国保と新しい健康保険で調整を行います。

同意書への記入	本人様 ⇒ 市国保への返還	本人様 ⇒ 新しい健康保険への請求
『有』の場合	不要	不要
『無』の場合	必要 (後日、市から通知文と納付書を送付します)	必要

【医療費返還の流れ(同意有の場合)】



【医療費返還の流れ(同意無の場合)】



協会けんぽ・各種国保組合・他市町村国保用

那珂川市国民健康保険(以下「市国保」)の資格喪失後受診に関する返還について

- 市国保以外の健康保険(各種健康保険組合、共済組合等)に加入すると、その保険の資格取得日から市国保の保険証は使用できません。

例: R3.5.1から新しい健康保険に加入



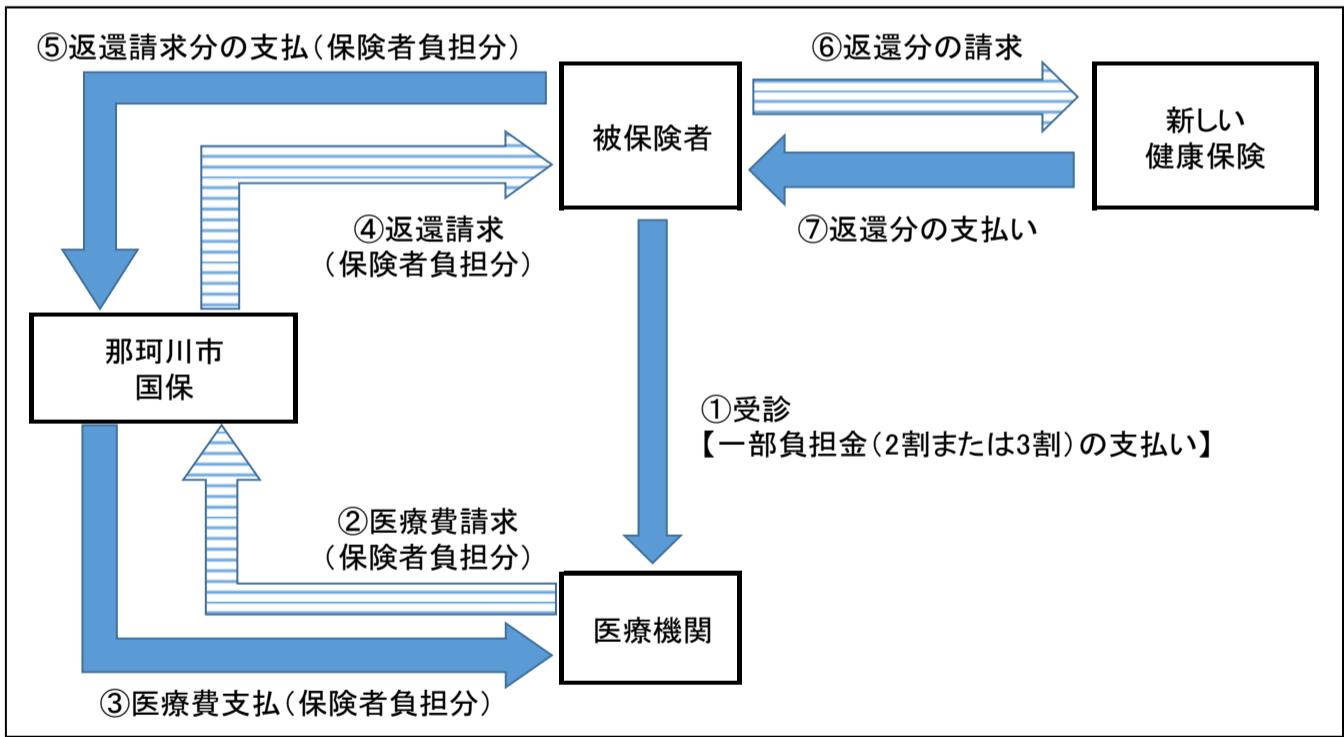
- 市国保資格喪失後に、市国保の保険証を使用すると、医療費の一部を那珂川市に返還していただく必要があります。

例: R3.5.1から新しい健康保険に加入したが、R3.5.10に市国保の保険証を使用した場合



【医療費返還の流れ】

- 返還が発生した場合、対象の方には通知文と納付書を発送いたします。
- 那珂川市に返還していただいた後、本人(被保険者)様ご自身で、新しい健康保険宛に請求していただく必要があります。



その他(各種健康保険組合、共済組合等用)